

●事前に

○日時・場所を決める

人通りの多い時間・場所を選んで行う。同一グループで二時間が目安（三時間が限度）

○管轄の警察署に「道路使用許可」を得る。(図1)

書類は警察署で書類をもらって来る（この紙はコピーして保存しておくとその都度貰いに行かなくてよい）。必要事項を記入し、どこを使用するかを記入した地図とともに二部を警察に提出しに行く。（土日を除いて）三日後に交付されるので、警察署へ取りに行く。

使用目的が「学校教育の一環としての」としておくと無料で許可を取れる。

舞子高校の例

道路使用許可申請書

警察署長殿 平成 年 月 日

住所 神戸市東灘区学乙3-2 舞子舞子高等学校
申請者氏名 学校長
電話 078-783-5151

道路使用の目的	学校教育の一環としての災害にかゝる募金活動		
場所又は区間	神戸市		
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
方法又は形態	街頭での募金活動		
添付書類	見取図、略図		
現場	住所	神戸市東灘区学乙3-2 舞子舞子高等学校	
責任者	氏名	電話	078-783-5151

第 号 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、兵庫県公安委員会（交通規制課経由）に対して不服申立てをすることができます。

平成 年 月 日 警察署長 印

備考 1 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
2 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
3 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(図1)

○物品の準備 (図2) 参照

【必須】

- ・募金箱（木製のものを複数個用意するとよいがダンボールで構わない。「東日本大震災被災地支援募金」など何の募金かわかるようにしておく）
- ・募金の概要、どんな目的でどこに送る予定か（二回目からは前回の募金の結果とお礼、どこに送ったか）ということがわかるビラ（B6サイズ程度）

【できれば】

- ・「東日本大震災被災地支援募金」など何の募金かわかるような大判のポスター、パネル、プラカードなど。



(図2)

○参加生徒・引率の募集

一般の方とのトラブルも予想されるため必ず引率は複数名つけます。道路使用許可を必ず持つておくこと。(場合によっては提示を求められる)

●当日

○生徒は必ず制服を着用。舞子高校では学校名の入ったジャンパー・ベストをその上に着用している。

○募金場所を決める

周りの店舗に挨拶し、通行人の邪魔にならない場所で行う。人数が多い場合は二か所にするなど臨機応変に（ただし使用許可は取っておく）。

○募金をお願いする声掛け。

(以下は一例)

一列に並ぶ

一人が「こんにちは舞子高校です、私たちはこの募金を直接被災地の学校に贈ろうと思っています。みなさんのご協力よろしくお願ひします」
みんなで「よろしくお願ひします」

これを人を変えて繰り返す。

○募金をしてもらったらお礼を全員で言い、ビラを渡す。

○終了時間になったら「これで募金を終了させていただきます、ご協力ありがとうございました」

○その後反省会として、ひとりひとりが感想と反省を述べる。

※注意事項（舞子高校での事例）

事前に指導を徹底してください。

○貴重品の管理。

○交代で適宜休憩を取らせるが、舞子ジャンバーのまま募金活動しているそばで休んでいると、さぼっているように見える。ジャンバーを脱がせ、少し遠くで休むよう指導している。

●その後

○集計

お金を数えてから通帳に入金する。(数え間違いは起こりうるので、銀行で数えてもらった値と食い違いがあった場合銀行の値が正しいとしてください)